県章

三重県公報

平成29年9月8日（金）
第　2936　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
626	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
627	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（　同　）	2
628	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	（　同　）	2
629	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	3
630	同件	（　同　）	4
631	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	5
632	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（　同　）	6
	公　　告		
	国土調査に係る成果の認証	（水資源・地域プロジェクト課）	6
	同件	（　同　）	6
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	7
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（大気・水環境課）	7

告　　示

三重県告示第 626 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 29 年 9 月 8 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450200437	医療法人　社団主体会　主体会病院	四日市市城北町 8 番 1 号	主体会ＫＩＤＳデイサービス	四日市市城北町 8 番 1 号	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成 29 年 9 月 1 日

三重県告示第 627 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 29 年 9 月 8 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410800565	有限会社アゼスト	伊勢市前山町 131-7	訪問介護ステーションくれよん	伊勢市上地町 5019-3	重度訪問介護	平成 29 年 9 月 1 日
2410100792	一般社団法人ブルースター	桑名市大字東方 1166 番地 2	しおさい	桑名市大字東方 1166 番地 2	就労継続支援Ｂ型	平成 29 年 9 月 1 日
2410201426	特定非営利活動法人ユニバーサル就労センター	四日市市諏訪栄町 3 番 4 号	ユニバーサル就労センター	四日市市諏訪栄町 3 番 4 号	就労継続支援Ｂ型	平成 29 年 9 月 1 日
2410502526	特定非営利活動法人ＯＦＭ	津市小舟 393-1	桃太郎	津市八町 3 丁目 14-12	就労継続支援Ａ型 就労継続支援Ｂ型	平成 29 年 9 月 1 日
2410201665	特定非営利活動法人みどりの家	四日市市日永 4 丁目 2 番 41 号	みどりの家日永	四日市市日永 4 丁目 2 番 41 号	就労継続支援Ｂ型	平成 29 年 9 月 1 日
2410301341	特定非営利活動法人みどりの家	四日市市日永 4 丁目 2 番 41 号	みどりの家算所	鈴鹿市算所 5-1	就労継続支援Ｂ型	平成 29 年 9 月 1 日
2410301358	あんしん介護株式会社	鈴鹿市石薬師町 171 番地 7	さくらさくら商会平田	鈴鹿市阿古曽町 19-11	就労継続支援Ｂ型	平成 29 年 9 月 1 日

三重県告示第 628 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 9 月 8 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410201426	特定非営利活動法人ユニバーサル就労センター	四日市市諏訪栄町 3-4	ユニバーサル就労センター	四日市市諏訪栄町 3-4	就労継続支援Ａ型	平成 29 年 8 月 31 日

2411400084	社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会	いなべ市大安町大井田 2704 番地	たんぽぽ作業所	いなべ市北勢町阿下喜 2562 番地 2	就労移行支援 就労継続支援Ｂ型 生活介護	平成 29 年 8 月 31 日
2411400100	社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会	いなべ市大安町大井田 2704 番地	ふじわら作業所	いなべ市藤原町本郷 836 番地	就労継続支援Ｂ型 生活介護	平成 29 年 8 月 31 日
2410502336	株式会社桃太郎	津市一身田町 372-10	桃太郎	津市八町 3 丁目 14-12	就労継続支援Ａ型	平成 29 年 8 月 31 日

三重県告示第 629 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス大矢知店

四日市市大矢知町字八幡 1014 番 4 ほか

2　四日市市から聴取した意見

(1)　駐車需用の充足等交通に係る事項

ア　店舗近隣には、大矢知興譲小学校、八郷小学校、朝明中学校等があり、児童生徒の通学路の一部と日常生活の行動範囲が、来客車両経路及び業者車両経路と重複している。ついては、来客及び業者に対して、車両にて走行する際の安全確保を十分に行うこと。

イ　駐車場の必要台数の確保については、届出収容台数が指針必要台数を上回っているため問題はないと考えるが、当該店舗の出入口①及び②が、県道 26 号四日市多度線の信号交差点に近接しており、オープン時や週末等の繁忙期においては、右折による入退店において周辺道路への交通影響を招くことも想定されるため、交通整理員等により十分な対応を図ること。

(2)　騒音の発生に係る事項

ア　来店車両及び搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガス及び騒音の軽減に努めること。

イ　実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

(3)　廃棄物に係る事項

ア　事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可申請の必要の有無について、あらかじめ四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4)　その他の事項

ア　青少年の健全育成に理解及び協力すること。

イ　3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、形質変更に着手する 30 日前までに「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」（様式第 6）を四日市市環境部環境保全課に提出するとともに、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 72 条の 2 の規定に基づき、土壌履歴等の調査を行うこと。

ウ　環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前に届出が必要となるため、あらかじめ四日市市環境部環境保全課と協議すること。

エ　騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、当該敷地境界で規制基準を遵守するとともに、規制基準を超過するおそれがあるときは、規制基準値以下となるよう対策をとること。

オ　当該出店計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決を図ること。

カ　店舗近隣には、大矢知興譲小学校、八郷小学校、朝明中学校等がある。児童生徒が店舗内を徘徊した

り、夜間を中心にい集したりする可能性がある。ついては、周辺校及び四日市市こども未来部こども未来課青少年育成室が実施する補導など、青少年非行防止について協力していただくとともに、積極的に警察へ通報すること。

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 9 月 8 日から同年 10 月 10 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 630 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス東町店

名張市東町 1749-1 ほか

2　名張市から聴取した意見

(1)　駐車需用の充足等交通に係る事項

ア　来店者の車両等により、歩行者及び他の車両等の通行の安全に支障をきたすような事態が生じた場合は、関係機関と協議し、必要な対策を講じること。

イ　店舗前面道路に中央分離帯が設置されていることから、逆走防止のため、駐車場出口前の中央分離帯にも右折出庫防止のための看板の設置等の対策を講じること。

(2)　騒音の発生に係る事項

ア　造成及び建設工事の際、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に定める特定建設作業に該当する工事及び作業がある場合には、各法律に基づく届出をすること。

イ　建設工事中においては、ばい煙及び粉じんの発生、騒音及び振動の発生、汚水の排出等により、周辺の生活環境を損なうことのないよう、十分に注意すること。

ウ　関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

エ　特定施設を設置した事業場については、当該事業場の敷地境界において、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に定める騒音の規制基準（※1）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に定める振動の規制基準（※2）が適用されるため、この規制基準を遵守すること。

オ　三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 15 条により、一定規模以上の駐車場（※3）を管理する事業場では、当該駐車場の利用者に対し、駐車中の自動車等の原動機の停止（アイドリングストップ）について、看板、放送、書面等により周知しなければならない。ついては、この周知について遵守すること。

カ　建設予定地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の中で第一種住居地域及び第二種住居地域に該当していることから、空調機及び室外機等が騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に係る特定施設あるいは、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に定める特定施設に該当するかどうかを確認すること。該当する場合には、法令に基づく届出を行うこと。

※1　騒音の規制基準

昼間（8～19 時）	朝（6～8 時） 夕（19～22 時）	夜間（22～翌朝 6 時）
55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

※2　振動の規制基準

昼間（8～19 時）	夜間（19～翌朝 8 時）
60 デシベル	55 デシベル

※3　一定規模以上の駐車場

駐車場に有する面積が 500 ㎡以上、若しくは自動車の駐車台数が 40 台以上（三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年三重県規則第 39 号）第 15 条より）

(3)　廃棄物に係る事項

ア　造成及び建設中に発生する廃棄物については、関係法令を遵守し適正に処理すること。

イ　関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

ウ　名張市では、ごみゼロ社会の実現に向けて排出事業者に対し、廃棄物の抑制及びリサイクルの協力要請をしていることから、ごみについては、減量化及び資源化に極力努めること。

エ　ごみは自己搬入するか、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬許可業者に依頼する等、法令を遵守して適正に処理すること。

オ　一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び排出計画を作成し、いつでも提示できるよう保管すること。

カ　資源となるびん類、缶類、ペットボトル及び紙類等については、自ら分別し伊賀南部クリーンセンターに持ち込む等、ごみの減量化及び資源化に積極的に取り組むこと。

キ　名張市では、ごみ袋の透明化を実施しているため、レジ袋等についても中身の見える袋（透明又は半透明の袋）の使用に極力努めること。なお、容器包装廃棄物の多数を占めるレジ袋の排出抑制策等を検討し、環境に配慮した事業活動に努めること。

ク　ごみの発生抑制において、可能な限り過剰包装の自粛に努めること。

ケ　カラス及び猫等にごみを荒らされないよう、適正に保管及び管理すること。

コ　駐車場等の敷地内における散乱ごみの対応について、清掃等の管理を行い、管理者の責任において適正に処理すること。

サ　店舗敷地より排出される汚水等については、浄化処理が行われないまま公共用水域に排出されること等の無いよう、適正な処理を行うこと。

シ　関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

(4)　その他の事項

ア　次代を担う青少年の健全育成を願い、地域、学校、行政及び警察等が一体となった「名張少年サポートふれあい隊」が非行防止及び有害環境浄化を目的にパトロール活動を通じて青少年に「愛のひと声」をかけており、（仮称）ドラッグコスモス東町店のオープン後、青少年が店舗及び駐車場に集まり迷惑をかける行為等があれば連絡を行い、パトロールの実施を検討すること。

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 9 月 8 日から同年 10 月 10 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 631 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

第 1

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　宮妻峡線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
四日市市水沢町字青木川 4205 番 1 地先 から 四日市市水沢町字青木川 4069 番 2 地先 まで	旧	7.22～12.85	204.70
	新	8.79～19.00	204.70

第 2

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　伊勢二見線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル

伊勢市黒瀬町字畑田 451 番 1 地先 から 伊勢市黒瀬町字畑田 454 番 1 地先 まで	旧新	9.50～9.90	45.00
	新	5.50～6.60	48.40

三重県告示第 632 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道 四日市関線	亀山市白木町字上垣内 2098 番 2 地先 から 亀山市白木町字西大谷 1808 番 2 地先 まで	平成 29 年 9 月 11 日
県道 鈴鹿港線	鈴鹿市長太旭町四丁目 397 番地先 から 鈴鹿市長太旭町四丁目 400 番地先 まで	平成 29 年 9 月 8 日
県道 松阪第 2 環状線	松阪市下蛸路町字里中 671 番 3 地先 から 松阪市下蛸路町字里中 617 番 2 地先 まで	平成 29 年 9 月 8 日
一般国道 169 号	熊野市神川町神上字高原瀬 1870 番 1 地先内	平成 29 年 9 月 8 日

公　　告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称
　紀北町
2　調査を行った期間
　平成 19 年 7 月から平成 29 年 1 月まで
3　成果の名称
　紀北町（本地 3・本地 4 地区）の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　紀北町相賀地内
5　認証年月日
　平成 29 年 8 月 28 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 29 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称
　紀宝町
2　調査を行った期間
　平成 27 年 3 月から平成 29 年 6 月まで
3　成果の名称
　紀宝町（鵜殿②、鵜殿③）の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　紀宝町鵜殿地内
5　認証年月日

平成 29 年 8 月 28 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2　作業期間

平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 1 月 23 日まで

3　作業地域

伊勢市楠部町、同市一宇田町、同市鹿海町、同市宇治館町、同市宇治浦田町、同市宇治中之切町、同市神薗町、同市上野町及び同市円座町

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 29 年 9 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1	物品等の名称及び数量	大気汚染自動測定機器等　1 式
2	担当部局	津市広明町 13 番地 三重県環境生活部大気・水環境課
3	落札者決定日	平成 29 年 8 月 24 日
4	落札者	三重県津市河芸町中別保 150-1 株式会社三弘三重営業所　所長　佐藤　薫
5	落札金額	入札価格　29,400,000 円 契約金額　31,752,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	平成 29 年 7 月 4 日

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/